

専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局 認 定 更 新 申 請 書

許 可 番 号 及 び 年 月 日			
認 定 番 号 及 び 年 月 日			
薬 局 の 名 称			
薬 局 の 所 在 地			
法 第 6 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 傷 病 の 区 分			
法 第 6 条 の 3 第 2 項 第 2 号 に 規 定 す る 薬 剤 師 の 氏 名			
利 用 者 の 心 身 の 状 況 に 配 慮 す る 構 造 設 備 の 概 要			
利 用 者 の 薬 剤 及 び 医 薬 品 の 使 用 に 関 す る 情 報 を 他 の 医 療 提 供 施 設 と 共 有 す る 体 制 の 概 要			
専 門 的 な 薬 学 的 知 見 に 基 づ く 調 剤 及 び 指 導 の 業 務 を 行 う 体 制 の 概 要			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
(法 人 に あ っ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
申 請 者 (法 人 に あ っ て は、薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 を 含 む。) の 欠 格 事 由	(1)	法 第 75 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 許 可 を 取 り 消 さ れ、取 消 し の 日 か ら 3 年 を 経 過 し て い な い 者	
	(2)	法 第 75 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 登 録 を 取 り 消 さ れ、取 消 し の 日 か ら 3 年 を 経 過 し て い な い 者	
	(3)	法 第 75 条 第 4 項 又 は 第 5 項 の 規 定 に よ り そ の 受 け た 認 定 を 取 り 消 さ れ、そ の 取 消 し の 日 か ら 3 年 を 経 過 し て い な い 者	
	(4)	禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ、そ の 執 行 を 終 わ り、又 は 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 後、3 年 を 経 過 し て い な い 者	
	(5)	法、麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法、毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 そ の 他 薬 事 に 関 す る 法 令 で 政 令 で 定 め る も の 又 は こ れ に 基 づ く 処 分 に 違 反 し、そ の 違 反 行 為 が あ っ た 日 か ら 2 年 を 経 過 し て い な い 者	
	(6)	麻 薬、大 麻、あ へ ん 又 は 覚 醒 剤 の 中 毒 者	
	(7)	精 神 の 機 能 の 障 害 に よ り 薬 局 開 設 者 の 業 務 を 適 正 に 行 う に 当 た っ て 必 要 な 認 知、判 断 及 び 意 思 疎 通 を 適 切 に 行 う こ と が で き な い 者	
	(8)	薬 局 開 設 者 の 業 務 を 適 切 に 行 う こ と が で き る 知 識 及 び 経 験 を 有 す る と 認 め ら れ な い 者	
備 考			

上 記 に よ り、専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局 の 認 定 の 更 新 を 申 請 し ま す。

年 月 日

住 所 (法 人 に あ っ て は、主 たる 事 務 所 の 所 在 地)

氏 名 (法 人 に あ っ て は、名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

福 島 県 知 事